

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月5日（平成28年（行個）諮問第129号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行個）答申第87号）

事件名：本人が行った審査請求に係る「利害関係人指定に関する意見書」等の
利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定法人Aの代表者名にて提出された「利害関係人指定に関する意見書」（以下「本件文書1」という。）及び「本人と利害関係人との間の判決書及び判決書の事件目次」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、関東信越厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年4月8日付け関厚発第0408第94号により行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求人の審査請求の理由

（ア）はじめに（審査請求の理由の骨子）

「審査請求書」及び「（2）意見書」においては、略語等は、本文中に示すもののほか次のとおりである。

「個人情報保護法」：個人情報の保護に関する法律

「社保審査法」：社会保険審査官及び社会保険審査会法

「社保審査官」：社会保険審査官

「厚年法」：厚生年金保険法

「行個法の解説」：総務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）』（平成17年）

「個人情報保護法の解説」：個人情報保護法制研究会ほか著

『個人情報保護法の解説（改訂版）』（平成17年）

原処分は、当該保有個人情報（本件対象保有個人情報）が法36条1項1号、同項2号及び38条本文の規定に該当しないと述べるが、誤りであり、該当しているといえる。

すなわち、まず、同法36条1項は、下記のとおり規定である。しかるところ、本件対象保有個人情報は、①本件対象保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでなく、②同法3条2項の規定に違反して保有されており、③同法8条1項及び2項の規定に違反して利用及び提供されている。また、本件対象保有個人情報の本人である審査請求人はそのように思料する。したがって、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止を請求することができる。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
（利用停止請求権）」

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- 二 第八条一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」

次に、行政機関の長が負担する、保有個人情報の利用停止義務を、同法38条が下記のとおり規定するところ、原処分に係る利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）は、同条の本文に該当するが、ただし書には該当しない。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
（保有個人情報の利用停止義務）」

第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要

な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならぬ。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」

さらに、原処分を示す「利用停止をしないこととした理由」は、法の求める内容を満たしておらず、違法である（後記イ）。

したがって、原処分は、取り消されなければならない、本件対象保有個人情報は、利用の停止、消去及び提供の停止が行われなければならない。

- (イ) 「適法に取得されたものではないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものであることについて
- a 法令に根拠のない取得であること、及び、法令に基づく手続が遵守されていない取得であることについて

(a) はじめに

社会保険審査請求事件において、社保審査官が、法に基づいて個人情報の取得をすることができるのは2つの場合であるが、本件対象保有個人情報の取得は、そのいずれにも該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

よって、本件対象保有個人情報は、法36条1項1号の「適法に取得されたものではないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきであるものといわざるを得ない。

(b) 総論

法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」については、文献（『行個法の解説』161頁）によると、「例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。」と解釈されている。

しかし、そのような場合だけとは限らない。なぜなら、法文の「適法に取得されたものでないとき」とは、「『適法に取得されたもの』でないとき」ということだからである。つまり、「適法に取得されたもの」であるか否か、が基準となるのである。そして、その「適法に取得されたもの」とは、個人情報保護の観点からすると、「法に基づいて取得されたもの」と解さざるを得ない。したがって、「適法に取得されたものでないとき」とは、「法に基づいて取得されたものでないとき」（＝「『法に基づいて取得されたもの』でないとき」）という意味であると解されるのである。

ところで、社会保険審査請求事件において、「適法に取得されたもの」つまり「法に基づいて取得されたもの」を検討するに、社保審査官が、法に基づいて個人情報の取得をすることができるのは、下記の2つの場合である。したがって、それらに該当する場合は、当該個人情報は、「法に基づいて取得されたもの」つまり「適法に取得されたもの」ということになるが、他方、それらに該当しない場合は、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するものということになる。

さて、社保審査官が、法に基づいて個人情報の取得をすることができる2つの場合は次のとおりである。

すなわち、まず、要旨、利害関係人等は事件につき意見を述べることができる、と規定する社保審査法9条2項に基づいて、利害関係人等が事件につき意見を述べた場合である。その意見に個人情報が含まれているときは、社保審査官は、その個人情報を取得することになる。

次に、社保審査法11条に基づく処分を行った場合である。すなわち、審理を行うため必要があるときに社保審査官が行うことができる」とされている参考人（利害関係人等）からの意見等の聴取（同条1項1号）、文書等の所有者等に対しその提出を命じること等（同項2号）、並びに、事業主及び従業員その他の関係人への質問（同項4号）などを行った場合である。その聴取若しくは質問に対する回答又は提出を命じられた文書等に個人情報が含まれているときは、社保審査官は、その個人情報を取得することになる。

以上のとおり、社会保険審査請求事件において、個人情報が、「適法に取得されたもの」、つまり、「法に基づいて取得されたもの」といえるのは、社保審査法9条2項に基づく意見に、又は、同法11条の質問等に対する回答等に、個人情報が含まれていた場合であるが、他方、その場合に該当しない場合、当該個人情報は、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するものということになる。

ただし、一見、上記の意見又は回答に該当するようには見えたとしても、その内容が、同法の趣旨を逸脱しているものについては、すなわち、利害関係人の利害に影響を及ぼす可能性があるとはいえない意見、及び、質問等されていないことに言及した回答等、及び、社会保険審査請求事件の審理（審議・決定）

に必要とはいえないものについては、真に、社保審査法9条2項に基づく意見又は同法11条の質問等に対する回答等とはいえない。それ故、その場合は、個人情報の取得について、それらの条項に基づく意見又は回答等に個人情報が含まれており当該個人情報を取得することになった、とはいえない。したがって、個人情報の保護の観点からは、当該個人情報については、「法に基づいて取得されたもの」とはいえず、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものといわなければならない。

(c) 本件へのあてはめ

i 「適法に取得されたものでないとき」に該当するものであることについて

本件対象保有個人情報は、①利害関係人である特定法人Aが社保審査官に提出した本件意見書にて述べた意見等（以下「本件意見」という。）、及び、②本件判決書（審査請求人と特定法人Aとの間の訴訟の判決書。なお、同判決書は、日本年金機構が社保審査官に提出したものであるが、元々は、特定法人Aが同機構に提出したものである。）に個人情報が含まれていたことにより取得されたものであるが、その内容は、同判決書の一部を除いて、「事件につき」といえるものではない（後記b(d)ii(iii)〈b〉〈iii〉《ii》参照）。そして、同判決書は、意見として述べたものではない。

故に、本件対象保有個人情報は、社保審査法9条2項に基づいて意見を述べた場合、又は、同判決書の一部を除いて、同法11条に基づく聴取若しくは質問に対する回答又は提出を命じられた文書等にも該当しない。

したがって、一部を除いて、それらの条項に基づいた意見、回答又は文書等に個人情報が含まれていた場合には該当しないものである。

よって、本件対象保有個人情報は一部を除いて、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するものである。

ii 「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものであることについて

本件対象保有個人情報は、前記iのとおり、本件判決書の一部を除いて、社保審査法9条2項又は同法11条に基づい

た意見，回答又は文書等に個人情報が含まれていたことにより取得されたものではない。

その理由は，次のとおりである。

確かに，まず，本件意見書は，一見，社保審査法 9 条 2 項に基づく意見のように見えるかもしれない。しかし，その内容は，同法の趣旨を逸脱している，すなわち，利害関係人の利害に影響を及ぼす可能性があるとはいえない意見である。

次に，本件判決書についても，社保審査法 11 条に基づき提出を命じられた文書に見えるかもしれないが，一部を除いて，そのような文書とはいえない。すなわち，そもそも，その命令は，同条における「審査を行うため必要があるとき」との条件の下，行われるものであるところ，本件判決書は，一部を除いて，本件社保審査請求事件の審査（審議・決定）に必要な個人情報ではない。そして，日本年金機構は，同事件の審査請求人からの審査請求書を受け取っているのであるから，その請求内容が，厚生年金保険の標準報酬月額等に関するものであることを認識したといえるのであり，それ故，本件判決書が，一部を除いて，標準報酬月額等に影響を及ぼすものではないこと，すなわち，本件社保審査請求事件の審査（審議・決定）に，加えて同機構における決定も，必要のない個人情報であることに気づけたはずである。したがって，同機構は，遅くとも，上記の命令を契機に，一部を除いて，本来，保有してはならない個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 3 条 2 項）として，ひいては，利用及び提供してはならない個人情報として，適切に対応すべきであったといえる。しかし，漫然と本件判決書が全て同機構から社保審査官へ提出されている。このように，本来行われるべき対応（上記法令等の規定に基づく対応）とはいえない対応が行われたことにより，本件判決書の全部が提出され，本件対象保有個人情報が取得されたのであるから，本件判決書は（ただし，一部を除いて），同法 11 条に基づく命令により提出された文書とはいえない。

以上のことから，本件対象保有個人情報は，社保審査法 9 条 2 項，又は，一部を除いて，11 条に基づいて取得されたものには該当しないもの，又は，該当しないものとして取り扱うべきものである。

そして，本件対象保有個人情報は，社保審査法 9 条 2 項及び 11 条に基づくものであるか否かは別として，一部を除い

て、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものである（後記b（d）ii（iii）〈b〉〈iv〉及び〈v〉参照）。

（d）まとめ

社会保険審査請求事件において、社保審査官が、法に基づいて個人情報の取得をすることができるのは、社保審査法9条2項に基づく意見や、同法11条に基づく聴取や質問に対する回答に、個人情報が含まれていたことにより取得する場合であるが、本件対象保有個人情報の取得は、そのいずれにも該当しないものである。

また、本件対象保有個人情報の内容は、同法等の趣旨を逸脱している。故に、本件対象保有個人情報は、社保審査法9条2項又は11条に基づいて取得されたものには該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

よって、本件対象保有個人情報は、社保審査法9条2項及び11条に基づくものであるか否かは別にして、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものである。

b 本件対象保有個人情報の「提供」という観点からの考察

（a）はじめに

前記aのとおり、本件対象保有個人情報は、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」に該当するもの又は該当するものとして取り扱うべきものである。それ故、消去等が行われなければならない（法36条1項1号、38条）、つまるところは、保有等してはならないということなのであるが、このことは、本件対象保有個人情報に関し、視点を変えて考察すればより一層明らかとなる。すなわち、本件対象保有個人情報に関し、行政機関（社保審査官）側から見ると「取得」ということになるが、他方、その情報の出どころ（又は元々の出どころ）である特定法人Aの側から見ると「提供」ということになる。そして、この「提供」という観点から考察すると、保有等してはならないことはより一層明らかとなる。

（b）総論

個人情報に関し、「取得」については、法36条1項1号などが規定ないし規制等を行っている。他方、「提供」については、個人情報保護法23条などが規定ないし規制等を行っている。したがって、法と個人情報保護法などの法律で、個人情報

の保護，すなわち，個人情報について取得と提供など取扱いに関する規定ないし規制等を行っているといえる（法1条，個人情報保護法1条など。）。このことは，個人情報について一旦違法な提供が行われると，提供に関する規制等だけでは当該個人情報を保護することはできないということからも明らかである。すなわち，個人情報は一旦提供されてしまうと，それが違法な提供であったとしても，個人情報保護法23条などの提供元に対する規制等だけでは（つまり，提供された側〔提供先・取得側〕に対する規制等に基づかない限り），提供された側（提供先・取得側）での当該個人情報の保有，利用及び更なる提供を停止することなどはできないのである。

そこで，個人情報について，元々の提供が違法な場合における提供された側（提供先・取得側）での当該個人情報の取扱いのあり方を考察するに，当該個人情報の提供が違法であるということは，換言すれば，当該個人情報を提供することは，法的には，あってはならない，ということであるから，提供された側（提供先・取得側）が，当該個人情報を，取得するということが，法的には，本来，あってはならないことであり，ひいては，提供された側（提供先・取得側）が，保有，利用又は更なる提供をするということも，法的には，本来，あってはならないことである。つまり，個人情報について，元々の提供が違法である場合，提供された側（提供先・取得側）が取得，保有，利用又は更なる提供などを行うということは，あってはならないことであり，法の許容しているところであるとまで到底考えられないのである。

したがって，個人情報について，元々の提供が違法であったとしても提供された側（提供先・取得側）が取得，保有，利用又は更なる提供等を行うことは許される，などとの前提で原処分が行われたのであれば，原処分はそもそも不適切なものであるといわざるを得ず，原処分には，法の解釈適用の誤りがあるといわざるを得ない。

(c) 本件へのあてはめ

しかるところ，本件対象保有個人情報は，後記(d)のとおり，元々の提供が違法な個人情報である。

つまり，本件対象保有個人情報は，違法な提供により取得されたものである。

よって，本件対象保有個人情報について，保有，利用又は更なる提供などを行うこと許されず，故に，利用の停止，消去及

び提供の停止が行われなければならない、原処分は取り消されなければならない。

(d) 本件対象保有個人情報元々の提供が違法な個人情報であることについて

i はじめに

個人情報取扱事業者は、例外規定に該当する場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データ（個人情報）を第三者に提供してはならない（個人情報保護法23条1項）。しかるところ、個人情報取扱事業者である特定法人Aは、審査請求人の同意を得ずに、審査請求人の個人データ（個人情報）を第三者である社保審査官及び日本年金機構に提供している。すなわち、特定法人Aは、本件意見書を社保審査官へ、また、本件判決書を日本年金機構へ提供することにより審査請求人の個人データ（個人情報）を第三者提供している（なお、同機構へ提出された本件判決書は、その後、同機構から社保審査官へ提出されている。したがって、社保審査官が保有する本件判決書は、元々は特定法人Aから提出されたものである。）。

しかし、特定法人Aからの上記の提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。したがって、個人情報保護法23条1項に違反した、違法な提供である。

なお、これを、同個人データ（個人情報）の提供を受けた行政機関（社保審査官）の側からいえば、本件対象保有個人情報は、元々の提供が違法な個人情報ということになるのである。

ii 本論

(i) 総論

個人情報保護法23条1項は、要旨、個人情報取扱事業者は、例外規定に該当する場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない、と規定する。そして、個人情報保護法において、「個人データ」とは、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するなどした「個人情報データベース等」を構成する「個人情報」のことであり、「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等」を事業の用に供している者

である（以上につき同法2条）。また、「第三者」とは、上記の個人情報取扱事業者や本人に該当しない者とされている（『個人情報保護法の解説』146頁）。

(ii) 本件へのあてはめ

特定法人Aは、顧客及び従業員の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業の用に供している。故に、特定法人Aは、「個人情報取扱事業者」といえる。

また、上記「個人情報データベース等」は、特定法人Aの従業員である審査請求人の氏名、賃金、租税公課、社会保険料及び勤怠等の個人情報などから構成されている。故に、審査請求人のそれらの個人情報は「個人データ」といえる。

そして、社保審査官及び日本年金機構は、いうまでもないが、個人情報取扱事業者である特定法人Aや、本人である審査請求人には該当しない。故に、社保審査官及び日本年金機構は、「第三者」に該当する。

したがって、個人情報取扱事業者である特定法人Aは、例外規定に該当する場合を除いて、あらかじめ審査請求人の同意を得ないで、個人データすなわち氏名、賃金、租税公課、社会保険料及び勤怠等の審査請求人の個人情報を第三者である社保審査官及び日本年金機構に提供してはならない。

しかるところ、特定法人Aは、審査請求人の同意を得ずに、審査請求人の勤怠、賃金及び社会保険料等に関する個人情報などをも含んだ意見等（本件意見）を述べた本件意見書を社保審査官に提出している。また、審査請求人の様々な個人情報が記載された本件判決書を日本年金機構に全て提出している（以下「本件判決書全部提出」という。）。つまり、審査請求人の個人データ（個人情報）を第三者である社保審査官及び日本年金機構に提供している（以下「本件第三者提供」という。）。

しかし、本件第三者提供は、次（後記（iii））のとおり、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

したがって、本件第三者提供は、個人情報保護法23条

1 項に違反した，違法な提供である。

(iii) 本件第三者提供は，例外規定に該当しないもの，又は，該当しないものとして取り扱うべきものであることについて

〈a〉はじめに

個人情報保護法 23 条 1 項は，1 号から 4 号まで 4 種の，個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定をおくが，本件第三者提供は，いずれの例外規定にも該当しないもの，又は，該当しないものとして取り扱うべきものである。

〈b〉「法令に基づく場合」（個人情報保護法 23 条 1 項 1 号）に該当しないものであることなどについて

〈i〉はじめに

本件第三者提供は，一部を除いて，個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法 23 条 1 項 1 号）には該当しないもの，又は，該当しないものとして取り扱うべきものである。

この点，まず，社会保険審査請求事件において，個人情報保護法における第三者である社保審査官に対し，同事件の審査請求人以外の者が，法令に基づいて，当該審査請求人の個人情報を提供することができる場合には，次の 2 つの場合が考えられる。すなわち，社保審査法 9 条 2 項に基づき意見を述べる場合と，同法 11 条 1 項に基づいた社保審査官の質問等に回答する場合とが考えられる。

次に，厚生年金保険の手続きにおいて，厚年法の定める事業主が（例えば，特定法人 A が），個人情報保護法における第三者である日本年金機構に対し，被保険者（例えば，審査請求人）の個人情報を提供することができる場合には，厚年法 27 条などの規定による種々の届け出等の義務に基づく場合がある。

しかるところ，本件第三者提供は，一部を除いて，上記のいずれの場合にも該当しない。したがって，一部を除いて，「法令に基づく場合」（個人情報保護法 23 条 1 項 1 号）には該当しないものである。

また，上記のいずれの場合にも該当しないか否かは別として，本件第三者提供は，その内容からして，

一部を除いて、「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

〈ii〉 社保審査法11条1項に基づくものではないことについて

まず、本件意見書に係る本件第三者提供は、社保審査法11条1項に基づく社保審査官からの質問等に対する回答ではない。

次に、本件判決書全部提出に係る本件第三者提供、すなわち、特定法人Aから日本年金機構への本件判決書の全部の提出は、いうまでもなく、同条項に基づくものではない。

したがって、本件第三者提供は、社保審査法11条1項に関し、「法令に基づく場合」に該当しない。

なお、本件判決書全部提出による個人情報の第三者提供は、一部を除き、厚年法なども含めて「法令に基づく場合」には該当しない。

また、本件判決書について、日本年金機構から社保審査官への提出も、一部を除き、社保審査法11条1項に関し、「法令に基づく場合」には該当しない（前記a(c)ii参照）。

〈iii〉 社保審査法9条2項に基づく意見とはいえないことについて

《i》 本論

本件意見書に係る本件第三者提供に関し、社保審査法9条2項は、利害関係人は社保審査官に対し事件につき意見を述べることができる、というものであるが、そもそも本件意見（本件意見書による意見等）は、同項に基づく意見であるとはいえない。

したがって、本件意見書による本件第三者提供（本件意見による社保審査官への審査請求人の個人情報の提供）は、「法令に基づく場合」に該当しない。

《ii》 社保審査法9条2項に基づく意見であるといえない理由

同項に基づく意見であるといえない理由は、本件意見が、「事件につき」述べたものとはいえないからである。この点、同意見の内容が、たとえ事実で

あったとしても、本件社保審査請求事件の審議・決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえないもの、すなわち、本件社保審査請求事件において、審査請求人の厚生年金保険に係る平成14年10月から平成26年8月までの期間（以下「本件請求期間」という。）の標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という。）の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であり（後記（ウ）c参照）、平たくいえば、同事件の請求内容には全く関係のないものなので、つまるところ、「事件につき」述べたものとはいえないのである。

〈iv〉「法令に基づく場合」には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものであることについて

《i》総論

まず、本件意見（本件意見書による意見等）は、前記〈ii〉及び〈iii〉のとおり、社保審査法9条2項や同法11条に基づく意見とはいえない。次に、特定法人Aから日本年金機構への本件判決書全部提出による個人情報の第三者提供は、前記〈ii〉のとおり、一部を除いて、厚年法などの法令に基づくものとはいえない。なお、本件判決書につき、前記〈ii〉のとおり、日本年金機構から社保審査官への提出も、一部の個人情報を除き、同条に基づくものではない。つまり、本件第三者提供は、一部を除いて、「法令に基づく場合」には該当しない。

そして、上記の法令に基づくものか否かは別として、その内容からして、本件第三者提供（社保審査官への本件意見による審査請求人の個人情報の提供、及び、日本年金機構への本件判決書全部提出による審査請求人の個人情報の提供）は、一部を除いて、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

その理由は、以下のとおりである。

すなわち、行政解釈は、要旨、「法令に基づく場

合」であっても、当該法令において、個人データ（個人情報）を第三者へ提供すること自体が義務となっているわけではないときは、その個人データ（個人情報）の第三者提供は、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲内で行うことが、個人情報保護法の趣旨に沿うと考えられている、としている（後記《iii》参照）。

その考えのとおりであるならば、個人データ（個人情報）の第三者提供が、義務ではなく、かつ、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲を超えている場合においては、同第三者提供は、個人情報保護法の趣旨に沿わないものということになる。したがって、そのような場合における個人データ（個人情報）の第三者提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「法令に基づく場合」（同法23条1項1号）には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものといわなければならない。

《ii》本件へのあてはめ

まず、本件意見は、義務ではなく（なお、本件意見は、社保審査法11条に基づくものではない。また、同法9条2項に基づく意見に当たるものであったとしても、そもそも、同項は、意見を述べる義務を課すものではない。）、かつ、後記〈v〉のとおり、必要性和合理性の範囲を超えている。

次に、本件判決書全部提出について、そもそも、厚生年金保険の手続き等に関して判決書全部の提出を義務付ける厚年法等の法令上の根拠は見当たらない。したがって、本件判決書を全部提出することは義務とはいえない。加えて、後記〈v〉のとおり、一部を除いて、必要性和合理性の範囲を超えている。

よって、本件意見（本件意見書による意見等）及び本件判決書全部提出が、上記法令に基づいたものであるか否かは別として、本件第三者提供（社保審査官への本件意見による審査請求人の個人情報の提供、及び、日本年金機構への本件判決書全部提出による審査請求人の個人情報の提供）は、一部を除いて、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例

外規定である「法令に基づく場合」（個人情報保護法23条1項1号）には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

《iii》参考（「法令に基づく場合」の考え方）

① 文献

文献（『個人情報保護法の解説』147～148頁）は、個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」について、「①情報を第三者へ提供することを義務付けられている場合」と「②法令の規定で提供そのものが義務付けされているわけではないが、第三者が情報の提供を受けることについて法令上の具体的な根拠がある場合」とがあるものとして説明している。

② 厚生労働省

厚生労働省は、「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成16年厚生労働省告示第259号，平成24年厚生労働省告示第357号全部改正，平成27年厚生労働省告示第454号一部改正）において、次のとおりとしている。

「1 第三者提供の制限に関する原則（法23条1項関係）

事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 第三者提供の制限に関する例外（法23条1項関係）

次のいずれかに該当する場合は、1の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

（1）刑事訴訟法の規定に基づく捜査への対応等，法令に基づく場合。なお，当該法令に第三者提供を受ける相手方についての根拠のみがあり，第三者提供をする義務までは課されていない場合には，事業者は，当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性及び合理性が認められる範囲内で対応するものとする。」

③ 消費者庁

消費者庁作成の『よくわかる個人情報保護のしくみ（改訂版）』〔平成27年8月改訂〕21頁の「よくある疑問と回答Q & A集」Q5-10は、次のとおり説明している。

「「法令に基づく場合」（法23条1項1号）には、

（1）他の法令により、情報を第三者へ提供することを義務付けられている場合

（2）他の法令に、第三者提供を受ける相手方についての具体的根拠が示されてはいるが、提供すること自体は義務付けられていない場合

の2種類があり、「法令に基づく場合」であればいかなる場合においても個人情報を提供しなければならない、というわけではありません。

（2）の場合、個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らし、第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応することが、個人情報保護法の趣旨に沿うと考えられます。」

〈v〉本件第三者提供が、当該法令の趣旨に照らし必要性和合理性の範囲を超えていることなどについて

《i》総論（法令の趣旨、及び、必要性和合理性の範囲について）

まず、社会保険審査請求事件において利害関係人が社保審査官に対し事件につき意見を述べるのが、社保審査法において認められ、加えて、その意見に個人データ（個人情報）が含まれ、当該個人データの社保審査官への第三者提供に当たる場合について、そのような場合であったとしても、個人情報保護法における個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定に当たり、当該第三者提供は許される、と解される理由は、当該事件の処分の内容が、利害関係人の正に利害に影響を及ぼす可能性があるからであり、利害関係人の権利に配慮してのことであると考えられる。

次に、被保険者の厚生年金保険の手続きに関し、事業主と被保険者との間の判決書など、厚年法等の

法令が、少なくとも義務としてまでは、求めていないものを事業主が日本年金機構に対し提出した場合について、個人情報保護法における個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定に当たり、当該第三者提供は許される、と解される理由は、上記手続きにおける決定処分の内容が、事業主が負担する厚生年金保険料に影響を及ぼす可能性があるからであり、事業主の権利に配慮してのことであると考えられる。

しかし、他方、個人情報保護法において、基本的に、個人データ（個人情報）の第三者提供は禁止されているのであり、第三者提供つまり社保審査官ないし日本年金機構（以下「社保審査官等」という。）への提供が許されるとはいつても、あくまで例外なのであるから、利害関係人ないし事業主（以下「利害関係人等」という。）の利害ないし厚生年金保険料（以下「利害等」という。）のみに配慮することはできず、個人データ（個人情報）の保護を常に念頭に置かなければならない。

以上に鑑みると、社会保険審査請求事件ないし厚生年金保険の手続きにおいて、利害関係人等が審査請求人ないし被保険者の個人データ（個人情報）を第三者である社保審査官等へ提供することが、利害関係人等の利害等に影響を及ぼす可能性があるといえる場合は、その第三者提供には必要性和合理性があるので（つまり、その第三者提供は、法令の趣旨に照らし必要性和合理性が認められる範囲内にあるので）その第三者提供は許されなければならないが、しかし、他方、その可能性があるといえない場合は、その第三者提供には必要性和合理性があるとまではいえず（つまり、その第三者提供は、法令の趣旨に照らし必要性和合理性が認められる範囲内にあるとまではいえず）、その第三者提供は、許されなければならない理由はないから、行ってはならないものと解される。

《ii》 本件へのあてはめ

本件第三者提供（社保審査官への本件意見による審査請求人の個人情報の提供、及び、日本年金機構

への本件判決書全部提出による審査請求人の個人情報（提供）は、一部を除いて、利害関係人等の利害等に影響を及ぼす可能性があるとはいえない。なぜなら、本件第三者提供は、一部を除いて、本件社保審査請求事件、及び、その原処分に係る厚生年金保険の手続き（以下「本件厚年保険手続」という。）の審議・決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえないものだからである。

すなわち、後記（ウ）cのとおり、本件第三者提供は、一部を除いて、本件社保審査請求事件及び本件厚年保険手続において、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）の第三者提供だからである。この点、いうまでもないが、本件社保審査請求事件ないし本件厚年保険手続の審議・決定に影響を及ぼさない場合、当然、利害関係人の利害にも何ら影響を及ぼさない。

したがって、本件第三者提供は、一部を除いて、法令の趣旨に照らし必要性和合理性が認められる範囲内にあるとはいえず、行ってはならないものであるといえる。

〈vi〉まとめ

よって、本件第三者提供は、一部を除いて、法令に基づくものとはいえず、個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」には該当しない。

また、法令に基づくか否かは別として、その内容からして、一部を除いて、個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」には該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

〈c〉個人情報保護法23条1項2号に該当しないことについて

本件第三者提供は、一部を除いて、同項2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」にも該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

なぜなら、まず、「本人の同意を得ることが困難である」という状況ではないからである。

次に、「人の生命、身体」に関係するものではないからである。

そして、仮に、「財産の保護のために必要がある場合」であったとしても、その場合を法が第三者提供禁止の例外とした趣旨を、本件意見（本件意見書による意見等）の内容が逸脱しているからである。また、本件判決書の内容が、同趣旨に適合していないからである。

上記の、逸脱している、又は、適合していない、といえる理由は次のとおりである。

個人情報保護法が「財産の保護のために必要がある場合」を個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外とした趣旨は、いうまでもなく、「財産の保護」のために必要だからである。

しかし、基本的に個人データ（個人情報）の第三者提供は禁止されているのであり、「財産の保護のために必要がある場合」であるとはいっても、あくまで例外なのであるから、「財産の保護」のみに配慮することはできず、個人データ（個人情報）の保護を常に念頭に置かなければならない。

したがって、個人データ（個人情報）の第三者提供が、「財産の保護」に資する可能性がある場合は別として、「財産の保護」に資する可能性があるとはいえない場合には、個人データ（個人情報）の第三者提供は、法の趣旨を逸脱している、又は、法の趣旨に適合していないといわざるを得ず、それ故、行ってはならないといわざるを得ない。すなわち、「財産の保護」に資する可能性があるとはいえない個人データ（個人情報）の第三者提供は、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定である「財産の保護のために必要がある場合」に該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱われるべきものという他ないのである。

しかるところ、本件第三者提供は、一部を除いて、「財産の保護」に資する可能性があるとはいえない審査請求人の個人データ（個人情報）の第三者提供であるといえる。なぜなら、本件第三者提供は、一部を除いて、本件社保審査請求事件ないし本件厚年保険手続の審議・

決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえないものだからである。すなわち、後記（ウ）cのとおり、本件第三者提供は、一部を除いて、本件社保審査請求事件ないし本件厚年保険手続において、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）の第三者提供だからである。この点、いうまでもないが、社会保険審査請求事件ないし本件厚年保険手続の審議・決定に影響を及ぼさない場合、財産には何らの影響も及ぼさず、それ故、「財産の保護」に資することもない。

したがって、本件第三者提供は、一部を除いて、法令の趣旨に照らし必要性和合理性が認められる範囲内にあるとはいえず、行ってはならないものであるといえる。

よって、本件第三者提供は、一部を除いて、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定に該当しないもの、又は該当しないものとして取り扱われるべきものである。

〈d〉個人情報保護法23条1項3号に該当しないことについて

本件第三者提供が、同項3号に該当しないことは、論ずるまでもないことである。

〈e〉個人情報保護法23条1項4号に該当しないことについて

本件第三者提供（の内容）は、提供されなかったとしても、一部を除いて、本件社保審査請求事件及び本件厚年保険手続の事務の遂行に、そもそも、支障を及ぼすおそれがあるものではない。故に、一部を除いて、個人情報保護法23条1項4号には該当しないものである。

iii 小括

個人情報保護法23条1項は、個人データ（個人情報）の第三者提供を禁止した上で、同項1号から4号まで4種の例外規定をおく。

しかるところ、本件第三者提供は、いずれの例外規定にも該当しないものである、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

したがって、本件第三者提供は、個人情報保護法23条1項に違反した、違法な提供である。

そして、これを、本件第三者提供を受けた社保審査官ないし日本年金機構の側からいえば、本件対象保有個人情報、元々の提供が違法な個人情報ということになる。

c まとめ

保有個人情報について、法36条1項1号の「適法に取得されたものでないとき」とは、個人情報保護の観点からすると、「法に基づいて取得されたものでないとき」と解さざるを得ない。

ここで、社会保険審査請求事件において、個人情報が「適法に取得されたもの」、つまり、「法に基づいて取得されたもの」といえるのは、社保審査法9条2項に基づく意見に、又は、同法11条に基づく社保審査官からの質問等に対する回答等に、個人情報が含まれていた場合である。他方、その場合に該当しない場合は、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、「適法に取得されたものでないとき」（法36条1項1号）に該当する場合ということになる。

しかるところ、本件対象保有個人情報は、本件意見（本件意見書による意見等）及び本件判決書に審査請求人の個人情報が含まれていたことにより取得されたものであるが、本件意見及び本件判決書は、同判決書の一部を除いて、社保審査法9条2項に基づく意見には、又は、同法11条の社保審査官からの質問等に対する回答等には、該当しないものである。

また、本件対象保有個人情報は、本件判決書の一部を除いて、その内容が同法等の趣旨を逸脱しており、又は、その趣旨に適合しておらず、それ故、社保審査法9条2項又は11条に基づいて取得されたものには該当しないもの、又は、該当しないものとして取り扱うべきものである。

よって、本件対象保有個人情報は、社保審査法9条2項及び11条に基づくものであるか否かは別として、本件判決書の一部を除いて、「法に基づいて取得されたものでないとき」、つまり、「適法に取得されたものでないとき」（法36条1項1号）に該当するもの、又は、該当するものとして取り扱うべきものである。

なお、このように「取得」という観点から考察すれば、上記のとおり、同号に該当することになり、本件対象保有個人情報は、一部を除いて、消去等が行われなければならない（法36条1項1号、同法38条）、これを換言すれば、一部を除いて、保有等してはならないということになるのであるが、このことは、

本件対象保有個人情報に関し、視点を変えて、「提供」という観点から考察すればより一層明らかとなる。

すなわち、個人情報について、個人情報保護法23条1項等に違反した提供は、違法であり、当然、あってはならないことである。それ故、そのような元々の提供が違法な個人情報について、提供された側（提供先・取得側）が取得、保有、利用又は更なる提供などを行うということも、当然、あってはならないことであり、法の許容しているところであるとまで到底考えられない。

しかるところ、本件第三者提供は、個人情報取扱事業者である特定法人Aが、審査請求人の同意を得ずに、審査請求人の個人データ（個人情報）を、第三者である社保審査官及び日本年金機構に提供したものである。しかし、同提供は、一部を除いて、個人データ（個人情報）の第三者提供禁止の例外規定（個人情報保護法23条1項1号～4号）に該当しない提供、又は、該当しない提供として取り扱うべき提供である。したがって、本件第三者提供は、一部を除いて、個人情報保護法23条1項に違反した提供、つまり、審査請求人の個人データ（個人情報）の違法な提供である。

ところで、違法な提供であるか否かは別として、提供された個人データ（個人情報）は、提供された側（提供先・取得側）の行政機関（社保審査官）においては、保有個人情報ということになる。そして、それが本件対象保有個人情報である。

要するに、本件対象保有個人情報は、元々の提供が違法な個人情報である。

よって、本件対象保有個人情報について、一部を除いて、保有、利用又は更なる提供などを行うこと許されず、故に、利用の停止、消去及び提供の停止が行われなければならない、原処分は取りされなければならない。

(ウ) 法3条2項の規定に違反して保有されていることについて

a はじめに

行政機関は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（法3条2項）。そして、本件対象保有個人情報の利用目的は、「社会保険の審査請求の審議・決定に必要なため」である。

しかるところ、本件対象保有個人情報には、審査請求人の個人情報が含まれているが、同個人情報は、一部を除いて、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えたものである。

したがって、本件対象保有個人情報、利用目的の達成に必要な範囲を超えたものである。

よって、社保審査官、厚生労働省及びその長は、本件対象保有個人情報を保有してはならず、ひいては、消去等しなければならない。

b 総論（本件対象保有個人情報が本件社保審査請求事件の利用目的の達成に必要な範囲を超えているか否かの判断基準）

法3条2項は、「行政機関は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない」と規定する。この点、本件対象保有個人情報について、同項違反であるか否か（つまり、「利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有して」いるか否か）を判断するということは、すなわち、「本件対象保有個人情報が本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えているか否か」を判断するということであるといえる。そして、具体的には、審査請求人の平成14年10月から平成26年8月までの期間の標準報酬月額及び標準賞与額の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある個人情報（審査請求人の個人情報）であるか否かを判断するということであるといえる。

その理由は、まず、本件対象保有個人情報の利用目的は、「社会保険の審査請求の審議・決定に必要なため」であるからである。この点、関東信越厚生局は、「請求者から審査請求の申請があったため」（関東信越厚生局平成28年1月6日付け関厚発0106第114号及び同局同月22日関厚発0122第68号）としているが、近畿厚生局は「審査請求の審議・決定に必要なため」（近畿厚生局平成27年12月16日付け近厚発1216第70号）としている。同旨であると思料されるころ、後者の表現が明快である。

次に、本件社保審査請求事件の請求内容は、審査請求人の厚生年金保険における本件請求期間（平成14年10月から平成26年8月までの期間）の標準報酬月額等（標準報酬月額及び標準賞与額）の訂正又は決定を求めるものであり、それ故、いうまでもないが、本件社保審査請求事件は、その請求内容について審議・決定されるものであるからである。

以上をまとめると、本件対象保有個人情報について「利用目的の達成に必要な範囲を超えて」いるか否かを判断するということは、「本件対象保有個人情報が本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えているか否か」を判断するということ

ことであり、その判断は、「本件請求期間の標準報酬月額等についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性のある個人情報であるか否か」により決せられるものであるということである。

よって、「本件対象保有個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えているか否か」の判断は、「本件請求期間の標準報酬月額等についての訂正又は決定に影響を及ぼす可能性のある個人情報であるか否か」により決せられるものであるといえる。

そして、これを更に具体的にいえば、次のとおりである。

本件対象保有個人情報が、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある個人情報（審査請求人の個人情報）である場合は、利用目的の達成に必要な範囲を超えているとはいえず、社保審査官、厚生労働省及びその長は保有してはならないとはいえないが、他方、その可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）である場合は、利用目的の達成に必要な範囲を超えているといえ、社保審査官、厚生労働省及びその長は保有してはならないといえる。

c 本件へのあてはめ

(a) はじめに

本件対象保有個人情報は、本件意見書及び本件判決書に、審査請求人の個人情報が含まれていたことにより社保審査官が取得したものである。

以下、本件対象保有個人情報が、本件判決書の一部を除いて、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報であるから、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えており、つまり、利用目的の達成に必要な範囲を超えており、それ故、行政機関（社保審査官）が保有してはならない個人情報であることについて述べる。

(b) 本件意見書について

i はじめに

本件意見書は、「1. 意見」と「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」とから構成されており、それぞれ、審査請求人の個人情報が含まれている。

以下、「1. 意見」と「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」に分けて述べる。

なお、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に

より特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（法2条2項）とされている。しかるところ、本件意見書の記載内容は、特定法人Aの見解を前提としているに過ぎないものであり、そもそも事実無根ないし誤りではあるが、しかし、労務提供ないし勤怠の状況、報酬の支払い状況、社会保険料等の控除の状況（会社に対する社会保険料等の納付の状況）及び訴訟判決の内容等について、審査請求人の状況として記載されたものである。すなわち、生存する個人に関する情報であり、かつ、その特定の個人（それは、審査請求人である。）を識別できるものである。したがって、本件意見書の内容は審査請求人の個人情報に当たるといえる。

ii 本件意見書の「1. 意見」の内容について

(i) 本論

前記bのとおり、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等について、その訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えているといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えているといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は保有してはならない。

しかるところ、本件意見書の「1. 意見」の内容は、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報であるといえる。

なぜなら、当該内容は、そもそも、特定法人Aによる審査請求人の厚生年金保険に係る届出書類作成の経緯に過ぎないものだからである。すなわち、日本年金機構の年金事務所の助言と指示は必ずしも正しいものであるとはいえないところ、当該内容は、本件社保審査請求事件において審査請求人が主張している事実及び論拠（なお、これを記載した書面等の資料は、社保審査官から、利害関係人である特定法人Aに送付されている。）に対する反論などではなく、要するに、特定法人Aが行った審査請求人の厚生年金保険に係る標準報酬月額等算定基礎届、報酬月額変更届及び賞与支払届の作成は、特定年金事務

所の助言と指示に基づいているから誤りはない、というものだからである。また、当該記載内容は誤りではあるが、労務提供の状況、報酬の支払い状況並びに訴訟及びその判決の内容について審査請求人の状況として記載されたものであるから、審査請求人の個人情報に当たるものであるといえる（前記 i 参照）。

このように「1. 意見」の内容は、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

したがって、本件意見書の「1. 意見」の内容は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えている個人情報であるといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えている個人情報であるといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は、保有してはならないといえる。

(ii) 附記

なお、同意見書の「1. 意見」の内容は、以下のとおり、過去の事実や判決の内容について誤解を招く主張や誤解に基づく主張を内容としているので、この点、附記しておく。

〈a〉「平成17年11月以降は審査請求人から労務の提供がなく、労働の対償としての報酬を支払った事実がなかった」との記載について

この点、報酬を支払わなかった時期について、あたかも、同月以降であるかのように記載しているが、事実ではなくそれ以前からである。それ故、誤解を招く主張であるといわざるを得ない。

なお、同月は、不当な解雇（退職取扱い）により審査請求人が厚生年金保険の資格を喪失させられた月である。

〈b〉「主文にある賃金および賃金相当損害金、家賃等相当損害金、企業年金拠出金の額・・・」との記載について

この点、特定高等裁判所の判決（本件判決）の主文に、あたかも、「賃金および賃金相当損害金」等の記載があるかのような主張であるが、主文にそのような記載のないことは一目瞭然であり、誤解に基づく主張であることは明白である。

〈c〉「判決内容では平成17年11月以前の特定法人B在

籍時の賃金までが含まれていた」との記載について

この点、あたかも、同判決が平成17年11月以前の賃金の支払いを命じているかのような主張であるが、これも事実ではない。同判決は、平成17年11月以前の賃金の支払いを命じておらず明らかな誤解である。なお、賃金は全額払いの原則（労基法24条）により相殺が禁止されているところ、同判決が支払いを命じているのは、過失相殺及び損益相殺をした後の損害賠償金である。

iii 本件意見書の「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容について

(i) はじめに

前記bのとおり、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等について、その訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えているといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えているといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は保有してはならない。

しかるところ、本件意見書の「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容は、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）である。

すなわち、厚年法における標準報酬月額等の訂正又は決定は、定時決定（同法21条）、随時改定（同法23条）、保険者算定（同法24条）及び標準賞与額の決定（同法24条の4）等の要件に該当するか否かで判断されること、
「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容は、審査請求人から特定法人Aへの社会保険料の納付状況、及び、審査請求人の勤怠の状況等を述べるものであり、審査請求人の個人情報に当たる内容であるが、上記した厚年法の各条項の要件に該当する事実や主張を述べたものではないことは明らかである。すなわち、後述（ii）以降のとおり、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）である。

したがって、本件意見書の「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えている個人情報であるといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えている個人情報であるといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は、保有してはならないといえる。

以下、「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容を検討する。

(ii) 「審査請求人は、平成26年4月より復職するとの意思表示をしたにもかかわらず現在に至るまで一度も出社しないため、・・・報酬の支払いができ(ない)」との記載について

〈a〉はじめに

標記記載の内容は、以下述べるとおり、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない内容である。

なお、標記の記載内容を含め本件意見書の内容は、特定法人Aの見解を前提としているに過ぎないものであり、そもそも事実無根ではあるが、しかし、出社等について審査請求人の状況として記載されたものであるから、審査請求人の個人情報に当たるものであるといえる(前記i参照)。

以下、標記の期間(平成26年4月から現在までの期間)のうち、「平成26年4月から同年8月までの期間」と「同年9月から現在までの期間」とに分けて検討する。

〈b〉「平成26年9月から現在までの期間」の出社状況等に関する記載について

前後するが、まず、「平成26年9月から現在までの期間」の出社等の状況については、そもそも、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報(審査請求人の個人情報)であるといえる。

なぜなら、本件請求期間は、平成14年10月から平成26年8月までの期間だからである。この点、同期間より後の「平成26年9月から現在までの期間」の出社等の状況が、本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえないことは、論

ずるまでも無いことである。

〈c〉「平成26年4月から8月までの期間」の出勤状況等に関する記載について

次に、「平成26年4月から同年8月までの期間」の出勤等の状況についても、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。この点、たしかに本件請求期間（平成14年10月から平成26年8月までの期間）内ではあるが、しかし、当該の「平成26年4月から同年8月までの期間」の出勤等の状況は、同期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に対しても、影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）である。その理由は、以下のとおりである。この点、標準報酬月額と標準賞与額とに分けて述べる（なお、同期間より前の期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に対し影響を及ぼす可能性があるとはいえないことは論ずるまでもないことである。）。

〈i〉標準報酬月額について

標準報酬月額に関しては、当該の「平成26年4月から同年8月までの期間」の標準報酬月額が変更される可能性があるのは、随時改定（厚年法23条）に該当する場合である。なぜなら、定時決定（同法21条）の場合、標準報酬月額の変更は上記期間外の毎年9月だけだからである。そして、随時改定は、「実施機関は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。」（同法23条。下線は引用者）と規定されている。

しかるところ、本件意見書の当該記載内容は「平成26年4月より・・・一度も出勤しないため、・・・報酬の支払いができ（ない）」というも

のであり、その内容からすると、報酬支払の基礎となった日数が17日以上ということはありません。ちなみに、一度も出社しない場合でも、報酬の支払いがある場合は、報酬支払の基礎となった日数が17日以上ということはありませんが、同記載内容は、報酬の支払いがないことを述べるものである。したがって、当該記載内容は、随時改定の対象とはならない内容であり、当該の「平成26年4月から同年8月までの期間」の標準報酬月額の見直し又は決定に対しても、影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

〈ii〉標準賞与額について

標準賞与額に関しては、特定法人Aにおいて、当該の「平成26年4月から同年8月までの期間」の出社の状況等が影響を及ぼす可能性がある賞与は、平成26年12月に支給される賞与である。しかるところ、当該記載内容は、「平成26年4月から同年8月までの期間」の出社等の状況を述べるものである。したがって、当該記載内容は、平成26年12月の賞与額には影響を及ぼし得るが、当該の「平成26年4月から同年8月までの期間」の標準賞与額の見直し又は決定には影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

〈d〉小括

よって、本件意見書に記載された、「平成26年4月から同年8月まで期間」及び「同年9月から現在までの期間」の出社等の状況は、つまり平成26年4月から現在までの出社等の状況は、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の見直し又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

(iii) 「平成26年4月より・・・本来被保険者が負担すべき社会保険料を会社が立替えている・・・。審査請求の権利行使をするのであれば、社会保険料納付義務を果たして頂きたい」との記載について

そもそも、法令上、被保険者から会社（事業所）への社

会保険料の納付状況は、標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼすものではない。

しかるところ、標記の記載内容は、被保険者である審査請求人から会社（事業所）である特定法人Aへの社会保険料の納付状況を述べるものであり、また、それは、審査請求人の個人情報に当たるものである。

したがって、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

なお、標記の記載内容を含め本件意見書の内容は、特定法人Aの見解を前提としているに過ぎないものであり、そもそも事実無根ではあるが、しかし、社会保険料の納付について審査請求人の状況等として記載されたものであるから、審査請求人の個人情報に当たるものであるといえる（前記 i 参照）。また、特定法人Aこそ、審査請求人に対して、支払うべき給与を支払っておらず、また、特定法人Aが自認するだけでも1000万円以上の債務があり、その債務について、特定法人Aは、審査請求人への支払いを怠っているという事実がある。したがって、標記記載の内容は事実無根でありかつ一方的な内容である。

(iv) 小括

本件意見書の「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容は、平成26年4月から現在までの審査請求人の出社等の状況及び審査請求人から特定法人Aへの社会保険料の納付状況を述べるものであるが、その内容は、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）であるといえる。

したがって、同意見書の「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」の内容は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えている個人情報であるといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えている個人情報であるといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は、保有してはならないといえる。

iv まとめ

以上のとおり、本件意見書の記載内容は、「1. 意見」も、「2. 審査請求人の社会保険料未払いについて」も、利用目的の達成に必要な範囲を超えている個人情報であるといえ、社保審査官、厚生労働省及びその長は、保有してはならないといえる。

(c) 本件判決書について

i はじめに

本件判決書に係る本件対象保有個人情報、一部を除いて、利用目的の達成に必要な範囲を超えたものであり、保有等してはならないものである。

つまり、一部は、保有等が許されるものである。

ii 総論

(i) 個人情報の保有に関する可否の判断基準

前記bのとおり、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等について、その訂正又は決定に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報（審査請求人の個人情報）は、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えているといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えているといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は保有してはならない。

しかるところ、標準報酬月額等は、根本的には、報酬（厚年法3条1項3号）の額、賞与（同項4号）の額及び支払基礎日数（同法21条1項、23条1項）に基づいて決定されるものである。また、場合によっては、いわゆる保険者算定（同法24条1項、24条の3第2項）が行われ、従来の報酬月額等に基づいて決定される（昭和36年1月26日付け保険発第7号厚生省保険局健康保険課長通知等）こともあり得るものである。

そして、本件請求期間（平成14年10月から平成26年8月までの期間）の標準報酬月額等は、平成14年5月から平成26年7月までの報酬又は賞与（以下「報酬等」という。）の額及び支払基礎日数に基づいて決定されるものである。また、保険者算定が行われるべき場合は、つまるところ、従来の標準報酬月額等、すなわち、平成14年5月より前の報酬等の額及び支払基礎日数に基づいて決定されることもあり得るものである。

ここで、支払基礎日数は、出勤日数及び労働契約の内容

(ただし、不就労時における報酬に関する部分)等に基づいて算定されるものである。

したがって、本件判決において、平成14年5月から平成26年7月までの、及び平成14年5月より前の、報酬等の額、出勤日数及び労働契約の内容(ただし、不就労時における報酬に関する部分)に関して記載された部分は、審査請求人の厚生年金保険に係る本件請求期間の標準報酬月額等について、その訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある個人情報であるといえるが、それ以外の部分は、その可能性があるとはいえない個人情報なので、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えているといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えているといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は保有等してはならないといえる。

(ii) 重複して示されている情報について

法3条2項の「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」については、「利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。したがって、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が取得される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならないこととしたものである。」(『行個法の解説』24頁。下線は引用者)と解されている。

しかるところ、審査請求人の厚生年金保険に係る平成14年10月から平成26年8月までの標準報酬月額等の訂正又は決定に影響を及ぼす可能性がある個人情報(審査請求人の個人情報)(前記b参照)について、本件判決書には、同じ情報が重複して示されている部分があるが、この点、本件社保審査請求事件の審議・決定のためには、一度示されれば十分であるから、重複している部分は、利用目的に照らして必要最小限とはいえないものである。すなわち、重複している部分、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えているといえ、つまりは、利用目的の達成に必要な範囲を超えているといえるので、社保審査官、厚生労働省及びその長は保有等してはならないといえる。

なお、本件判決書には、審査請求人の個人情報の中でも、

特に慎重に取り扱われるべき情報が多数含まれているのであるから、本件社保審査請求事件の審議・決定に必要な範囲を超えた個人情報の保有となっていないか、必要最小限の保有にとどまっているかという点について、十分に留意すべきであり、また、労を惜しむべきではない。

iii 各論

前記 ii に基づけば、本件判決書に係る本件対象保有個人情報 は、一部を除いて、利用目的の達成に必要な範囲を超えたものであり、社保審査官、厚生労働省及びその長が、保有等してはならないものである。換言すれば、同保有個人情報のうち一部は、保有等が許されるものである。この点、保有等が許される部分とそれ以外の部分は、次のとおりである。

すなわち、保有等が許される部分は、本件判決書のうち判決書の 1 頁の 3 行目以外、2 頁、3 頁の 1～6 行目、5 頁の 7 行目、9 頁の 15～18 行目、10 頁の 4～6 行目、11 頁の 11～14 行目、12 頁の 9～16 行目、同頁の 25 行目～13 頁の 6 行目、87 頁の 8 行目、114 頁の 20 行目～115 頁の 6 行目、154 頁の 7 行目～159 頁の 11 行目並びに 167 頁（別紙 1「原告の配属先等一覧表」）である。他方、それ以外の部分は、保有等してはならないといえる（本件利用停止請求に係る平成 28 年 3 月 8 日付け保有個人情報利用停止請求書に添付した資料 1 参照。なお、同資料は本件判決書の抜粋である。同資料の黒塗りしていない部分が保有してもよいといえる部分であり、同資料の黒塗りしている部分及び同資料にない部分は保有等してはならない部分である。）。

また、判決書の事件目次は、全て不要であり保有等してはならない。

(エ) 法 8 条 1 項及び 2 項の規定に違反して利用されていることについて

a 法 36 条 1 項 1 号の「利用されているとき」について

法 36 条 1 項 1 号の法文からすれば、当該保有個人情報が「利用されている」ことが条件となっている。この点、当該保有個人情報について、利用されていないことが明らかである場合は別であるが、利用されていないことが明らかであるといえない場合は、利用されていると推認して、同号の該当性を判断すべきである。すなわち、「法 8 条 1 項及び 2 項の規定に違反しているか否かを判断すべきである。

なぜなら、利用されていると推認し、判断したとしても、なんら問題は生じないが、他方、利用されていないと推認し、判断すると、個人情報の保護の観点からして、問題が生じる可能性があるからである。すなわち、実際は利用されていない場合に、利用されていると推認し、利用停止を決定したとしても、利用されていない状態つまり利用停止の状態に対して重ねて利用停止をするというだけのことであり、結局、何の影響も及ぼさないのので、問題となることはない。他方、実際は利用されているにもかかわらず、利用されていないと推認して、利用停止を行わなかった場合は、本来、利用停止により保護されるべき個人情報、保護されないこととなり、問題となる可能性があるからである。

また、そもそも、行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない（法3条2項）のであるから、個人情報を保有しているのは、利用しているからである（個人情報が保有されているのは、利用されているからである）と考えることが自然であり、それ故、利用されていると優に推認されるからである。

b 本件へのあてはめ

しかるところ、本件対象保有個人情報は、利用されていないことが明らかであるとはいえない。

したがって、本件対象保有個人情報について、法36条1項1号の「利用されているとき」に該当するものとして、同号の該当性の判断、すなわち、「法8条1項及び2項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

(オ) 法8条1項及び2項の規定に違反して提供されていることについて

a 法36条1項2号の「提供されているとき」について

同号の「提供されているとき」については、確かに、法文からすると、当該保有個人情報が、提供されたという事実があった後でなければ、当該保有個人情報の提供の停止は求められないとも解される。

しかし、当該の保有個人情報が提供されたという事実があったときに限らず、同種の資料が通常は「提供されているとき」及び「提供される可能性があるとき」も、同号の「提供されているとき」に該当するものとして、同号の該当性を判断すべきである。すなわち、「法8条1項及び2項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

なぜなら、そうしなければ、個人情報の保護という法の趣旨は達成できないからである。すなわち、聞くところによると、社会保険審査請求事件に関し、再審査請求が行われた場合は、通常、社保審査官が保有している資料は、個人情報が記載されているものも含め、利用されているか否かにかかわらず、全て、社保審査官から社会保険審査会に提供されることになるそうである。さらに、行政訴訟となれば、当該個人情報が記載された意見書等が、証拠書類として提出される（これも、法の「提供」に該当する行為である。）可能性は否定できないとのことである。そして、再審査請求の審理及び行政訴訟は基本的に公開である。また、利用停止請求に関し、場合によっては、消去までは認められず、利用の停止のみ認められる場合もあり得るのである（『行個法の解説』166頁）。

仮に以上のとおりであり、かつ、提供の停止は当該保有個人情報提供された後でなければ請求できないのであれば、消去が認められない限り、当該保有個人情報の本人にとっては、その度ごとに、利用の停止、消去及び提供の停止を請求しなければならないこととなるから、少なからぬ負担となることは別としても、完全な提供の停止とはならず（この点、一旦提供された後に、提供の停止を請求することになるからである。）、結局、個人情報は保護されないのである。

したがって、同種の資料が、通常は「提供されているとき」、及び、「提供される可能性があるとき」も、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、同号の該当性を判断すべきである。すなわち、「法8条1項及び2項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

b 本件へのあてはめ

しかるところ、前記aのとおり、社保審査請求事件に関し、再審査請求が行われた場合、社保審査官が保有している資料は、個人情報が記載されているものも含め、通常、全て、社保審査官から社会保険審査会に提供されている。また、行政訴訟となれば、当該個人情報が記載された意見書等が、証拠書類として提出（提供）される可能性がある。

したがって、本件対象保有個人情報について、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、同号の該当性を判断すべきである。すなわち、「法8条1項及び2項の規定に違反して」いるか否かを判断すべきである。

(カ) まとめ

原処分は、本件対象保有個人情報法が法36条1項1号及び同項2号の規定に該当しないと述べるが、誤りであり、該当しているといえる。

なぜなら、本件対象保有個人情報は、①本件対象保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでなく、②同法3条2項の規定に違反して保有されており、③同法8条1項及び2項の規定に違反して利用及び提供されているからである。また、本件対象保有個人情報の本人である審査請求人はそのように思料する。したがって、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止を請求することができる。

そして、本件利用停止請求は、行政機関の長の保有個人情報の利用停止義務を規定する法38条の本文に該当するが、ただし書には該当しない。

よって、原処分は、取り消されなければならない、本件対象保有個人情報は、利用の停止、消去及び提供の停止が行われなければならない。

イ 理由の提示の違法

(ア) 総論

利用停止をしない旨の決定をした場合について、「その旨を書面により通知しなければならない」（法39条2項）と規定されているが、この点、「利用停止決定も、開示決定と同様に行政処分であり、利用停止をしない旨の通知を行う際には、行政手続法八条に基づく理由の提示・・・を書面により行うことが必要である・・・」（『行個法の解説』168頁）と解されている。

そして、その開示決定に関して、不開示の場合について、「その旨を書面により通知しなければならない」（法18条2項）と規定されているが、この点、「この通知を行う際には、行政手続法八条に基づく理由の提示・・・を書面により行うことが必要である・・・理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある」。（『行個法の解説』111頁）と解されている。

また、行政処分における理由の提示に関して、最高裁は、「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免かれないものといわなければならない。」（最高裁判所昭和36年

(オ) 第84号同38年5月31日第2小法廷判決・民集17巻4号617頁)と判示している。そして、行政手続法8条に関して、東京高等裁判所は、上記判示を引用した上で、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し当該処分の理由を示すべき旨を規定する行政手続法8条1項も、これと同一の趣旨に出たものと解するのが相当である。このような理由提示制度の趣旨にかんがみれば、許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないというべきである。」(東京高等裁判所平成11年(行コ)第173号同13年6月14日判決・医師国家試験予備試験受験資格認定処分取消等請求控訴事件)と判示している。

(イ) 本件へのあてはめ

原処分は、利用停止をしない旨の決定処分であり、要するに、審査請求人の請求を拒否するものであるが、原処分が示した理由は、「当該保有個人情報、法36条1項1号、同項2号及び38条本文の規定に該当せず、当該利用停止請求に理由が認められないため。」というものであり、単に法律上の根拠条項を示しただけに過ぎないものである。

したがって、審査請求人が、請求が拒否された理由を可能な限り明確に認識し得るもの、とはいえず、また、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、審査請求人においてその記載自体から了知しうるもの、ともいえない。

よって、原処分は、取消しを免れない。

なお、原処分のような理由の提示は、利用停止請求ないしその審査請求の事務等を遅延させる原因となり、また、審査請求人に不要な負担を強いることになるものであるから、厳しく戒められるべきであるといわざるを得ない。

ウ 最後に

以上の次第であるから、審査庁におかれては、原処分の理由の提示等につき厳しく戒めた上で、本件対象保有個人情報の利用の停止、消去、提供の停止につき、審理、裁決されたい。

なお、本審査請求が厚生労働省情報公開文書室平成28年3月7日付け受付個不第83号～第87号にて既に受領されている審査請求に関連するものであること、及び、本審査請求に係る社会保険審査請求事件(本件社保審査請求事件)の決定等に滞りがあってはならないことからして、本審査請求の各対応・各処理は、速やかになさ

れるべきものである。

(2) 意見書

ア はじめに

(ア) 審査請求の理由について

後記イのとおり訂正するほかは、審査請求人の上記(1)の審査請求書のとおりである。

(イ) 諮問庁の「理由説明書」に対する審査請求人の意見等について

審査請求人は、諮問庁であり審査庁である厚生労働大臣の「理由説明書」に対し、後記ウのとおり意見を述べる。

イ 本件審査請求書の訂正

本件審査請求書のアの「(オ)法8条1項及び2項の規定に違反して提供されていることについて」を全部、下記のとおり訂正する。

記

(オ)法8条1項及び2項の規定に違反して提供されていることについて

a はじめに

提供の停止については、個人情報を実際に提供していないということのみをもって、利用不停止(請求棄却)とすることはできない。すなわち、法36条1項2号の「提供されているとき」に関しては、保有個人情報が、他の行政機関等に、実際に提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、場合によっては(就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は)、同号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供(行われることになる提供)について、同号に該当するか否かを判断しなければならない。そして、いうまでもないが、該当する場合は提供の停止をしなければならない。

しかるところ、本審査請求に係る提供の停止の請求(以下「本件停止請求」という。)は、社会保険審査請求事件に関して行政機関である関東信越厚生局が保有する個人情報について提供の停止を求めるものであるが、社会保険審査請求事件は、保有個人情報が、手続き上通常は提供されており、提供される蓋然性が高い場合に該当するといえる。

したがって、本件停止請求に対しては、個人情報を実際に提供していないということのみをもって、利用不停止(請求棄却)とすることはできず、個人情報が提供される前であっても、法36条1項2号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をしなければならない。

b 総論

(a) 本論

保有個人情報の提供の停止に関し、法36条1項2号の解釈について検討するに、確かに、保有個人情報が実際に提供されたという事実があった後でなければ、当該保有個人情報の提供の停止は、請求できず、ひいては認められないものであると解釈されかねない面もあるのではないかと思料される。そして、その解釈の論拠は次のとおりであると思料される。すなわち、保有個人情報の提供の停止は、保有個人情報が同号に該当するときに請求できるものである（同項柱書き本文）ところ、同号の「提供されているとき」との法文からすると、保有個人情報が実際に提供されたという事実があった後でなければ、同号の「提供されているとき」に該当せず、ひいては同号に該当しない。故に、保有個人情報の提供の停止については、保有個人情報が実際に提供されたという事実があった後でなければ請求できない。そして、請求できない以上、認められることもない、というものであると思料される。

しかしながら、当該保有個人情報が実際に提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、場合によっては（就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は）、同号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならない。そして、いうまでもないが、該当する場合は提供の停止をしなければならない。すなわち、当該提供について、同法8条1項及び2項の規定に、違反することになるか否かを判断しなければならない。また、違反することになる場合は提供の停止をしなければならない。

なぜなら、後記（b）のとおり、そうしなければ、個人の権利利益の保護という同法の目的の達成及び個人情報の保護という同法の精神の実現は、できないからである。

(b) 理由

i 理由1（法の目的からの考察）

法1条は、「この法律は・・・個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定しているが、この点、「本法で保護することを目的としている『個人の権利利益』とは、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれのある、個人の人格的、財産的な権利利益である。本法は、このような権利利

援の侵害を未然に防止することを目的として立案されたものである。」（『行個法の解説』9頁。下線は引用者。）と解されている。

しかるところ、仮に、法36条1項2号の提供の停止に関し、当該保有個人情報に実際に提供されたという事実があった後でなければ、同号の「提供されているとき」に該当せず、ひいては同号に該当せず、当該保有個人情報の提供の停止は認められないものである、と解釈されるのであれば、その適用を具体的にいうと、たとえ権利利益が侵害されることが明らかであったとしても、提供の停止が認められないということが起こり得る。すなわち、保有個人情報の提供に関しては、提供されることに因り、個人の権利利益が、侵害されない場合だけではなく、侵害される場合もあり得るが、上記解釈に従えば、たとえ権利利益が侵害される場合であったとしても（さらにいえば、それが明らかであったとしても）当該保有個人情報に実際に提供されたという事実があった後でなければ、提供の停止は認められないということになる。

故に、提供の停止に関し、当該保有個人情報に実際に提供されたという事実があった後でなければ当該保有個人情報の提供の停止は請求できずひいては認められないものであると解釈した場合は、権利利益の侵害を未然に防止するという同法の目的は必ずしも達成され得ないのである。そうすると、法について、法の目的は、最初から必ずしも達成され得ないものということになり、法自体に欠陥があることになってしまう。

したがって、提供の停止について、保有個人情報が、実際に提供されたという事実があった後でなければ請求できずひいては認められないものである、との解釈は取り得ないのである、すなわち、提供される前であっても場合によっては（就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は）請求は可能であり認容され得るものである、と解釈する他ないのである。

ii 理由2（提供後と提供前とで異なった取扱いをすべきではないことについて）

保有個人情報の提供の停止に関し、保有個人情報が実際に提供された後と提供される前とについて、異なった取扱いをすべきではない（なお、「異なった取扱い」とは、保有個人情報が、実際に提供された後については、法36条1項2号

の「提供されているとき」として取り扱い，同号に該当するか否かを判断するが，他方，提供される前については，同号の「提供されているとき」としては取り扱わず，同号に該当するか否かを判断しないということである。）。

なぜなら，保有個人情報の提供に起因して，個人の権利利益の保護という法の目的が達成不可能となる可能性自体，及び，個人情報の保護という同法の精神が実現不可能となる可能性自体は，実際に提供された後と提供される前とで異なるものではないからである。

すなわち，そもそも，提供の停止は，個人の権利利益の保護という法の目的の達成及び個人情報の保護という同法の精神の実現のために，行われるものである。故に，いうまでもないが，提供の停止が行われなければ，上記の目的が達成されないとき，又は，上記の精神が実現されないときは，提供の停止が認められなければならないことは当然である。そして，保有個人情報の提供に因り，上記の目的が達成されない可能性，又は，上記の精神が実現されない可能性があると考えられるのは，確かに，提供された後（例えば，保有個人情報が実際に「提供されているとき」。）であるが，それと同じく，提供される前（例えば，まだ提供されていないが，保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」。）であっても，それらの可能性自体はあるといえる。就中，保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」などの場合は，高度の蓋然性をもって保有個人情報が提供されることになると考えられるから，例えば，保有個人情報が提供されると，上記の目的が達成されないことになる場合，又は，上記の精神が実現されないことになる場合を想定すると，そのような場合において保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」などのときは，上記の目的が達成されないこと及び上記の精神が実現されないことが，高度の蓋然性をもって現実化することになるのである。

このように，保有個人情報の提供に起因して，個人の権利利益の保護という法の目的が達成不可能となる可能性があるということ，及び，個人情報の保護という同法の精神が実現不可能となる可能性があるということについて，実際に提供された後と提供される前とで異なるものではないから，就中，保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」などの場合は高度の蓋然性をもって保有個人情報が提供されるこ

とになると考えられるから、保有個人情報の提供の停止に関し、保有個人情報が実際に提供された後と提供される前とについて、異なった取扱いをする合理的な理由があるとはいえない。すなわち、提供された後と同じく、提供される前に関しても（就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合には）、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならず、また、該当する場合は提供の停止をしなければならないという他ないのである。

iii 理由3（個人の権利利益の侵害を可能な限り低減させる必要があることについて）

（i）はじめに

個人情報の取扱いに関しては、個人の権利利益を保護することが最も優先されるべきであるところ、保有個人情報が提供されると、個人の権利利益を保護することが、困難となり、実際には不可能となる。

それ故、保有個人情報の提供に関しては、個人の権利利益の侵害を可能な限り低減させる必要があり、そのためには、保有個人情報が、提供される前であっても、場合によっては（就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は）、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならず、また、該当する場合は提供の停止をしなければならない。

（ii）保有個人情報が提供されると、個人の権利利益を保護することが実際には不可能となることについて

行政機関においては、「行政の適正かつ円滑な運営を図（る）」（法1条）ことを考慮して、個人情報を取扱うべきであるが、しかし、それよりも、「個人の権利利益を保護すること」（同条）が、優先されなければならない。この点、同条の「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」については、「本法の目的である『行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ』と『個人の権利利益を保護すること』とは並列で

はなく、『個人の権利利益を保護すること』が一次的ないしは主たる目的である。」（『行個法の解説』8頁）と解されているのであり、「行政の適正かつ円滑な運営を図（る）」ことよりも、「個人の権利利益を保護すること」の方が優先されるべきであることは、明らかである。

しかし、そうであるにもかかわらず、例えば、提供が行われたとしても必ずしも本人には通知されない、という取扱いがなされている。

なお、その取扱いの故に、提供が行われたことについて、本人が全部を知ることが不可能であり、さらにいえば、実際には、一部でさえ知ることが困難である。したがって、個人の権利利益が侵害されていないか否か、及び、適法な提供であるか否かなどについて、本人が検証することは実際には不可能であり、また、本人以外の者が検証することはできない（開示及び利用停止を請求できるのは基本的に本人のみである。）から、結局、個人の権利利益を侵害した提供及び違法な提供などが行われていたとしても、是正されることはなく、その後も、そのような提供が繰り返される可能性は否定できないのである。つまり、保有個人情報提供に関しては、個人の権利利益の保護は、困難であり、実際には不可能といっても過言ではないのである。加えて、一旦、提供されてしまうと、提供を受けた行政機関等が、当該個人情報をさらに提供することも有り得るが、その場合、上記のとおり本人への連絡はないので、上記の検証はほぼ不可能となり、それ故、個人の権利利益の保護も、ほぼ不可能となるのである。

(iii) 提供による権利利益侵害の「おそれ」の増加について

保有個人情報の提供については、法律上は、本人の権利利益を不当に侵害する「おそれ」があると認められるときは許されていない（法8条2項ただし書）ので、本人の権利利益について、侵害される「おそれ」はなく、保護されているとの考え方があるかも知れない。

しかし、法律上はそうであるとしても、実際上は、保有個人情報が提供されることに起因して、本人の権利利益は、不当に侵害される「おそれ」はあるのであり、保護されているとはいえない。なぜなら、保有個人情報は、

情報漏えい等の「おそれ」があるからである。この点、行政機関等であっても、情報セキュリティの問題や犯罪によるものも含め情報漏えい等の「おそれ」がないとはいえず、それ故、個人情報保有しているだけで、当該保有個人情報の漏えい等の「おそれ」があるものであり、ひいては、本人の権利利益が不当に侵害される「おそれ」があるといえる。そして、保有個人情報が他の行政機関等に提供されれば、提供を行った行政機関での「おそれ」の上に、提供を受けた行政機関等での「おそれ」が加わることになるのである。

したがって、保有個人情報の提供に関しては、法律上は、本人の権利利益を不当に侵害する「おそれ」があると認められるときは許されていない（法8条）ので、本人の権利利益が不当に侵害される「おそれ」はないはずであるが、実際上は、当該保有個人情報の提供を受けた行政機関等の数が増えれば増える程、情報漏えい等の「おそれ」は増加するのであり、ひいては、本人の権利利益が不当に侵害される「おそれ」も増加するのである。

(iv) 小括

以上のことからして、保有個人情報の提供に関しては、個人の権利利益の侵害を可能な限り低減させる必要がある。

そのためには、法36条1項2号の「提供されているとき」に関し、保有個人情報が、実際に提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、場合によっては（就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は）、同号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断する他なく、また、該当する場合は提供の停止をする他ない。

iv 理由4（個別事案ごとに判断すべきことについて）

(i) はじめに

個別事案における保有個人情報の提供について、保有個人情報が手続き上（当該の手続きにおいて）通常は提供されているということのみを根拠に行われている場合は、個人の権利利益の保護という法の目的の達成及び個人情報の保護という同法の実現のためには、当該保有

個人情報を実際に提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をする必要がある。

(ii) 本論

個別事案における保有個人情報の提供について、保有個人情報が手続き上（当該の手続きにおいて）通常は提供されているということのみを根拠に、保有個人情報を提供することは許されないことである。

なぜなら、まず、保有個人情報の利用目的外の提供は、同法8条により、原則禁止されており、本人の利益や社会公共の利益になる場合など「一定の場合」にのみ、利用目的外に提供することができるものである（『行個法の解説』37頁参照）ところ、保有個人情報の内容は、事案ごとに異なっているからである。すなわち、保有個人情報の提供について、上記の「一定の場合」に該当する場合と該当しない場合があり得るからであり、又は、「一定の場合」に該当する部分としない部分が混在する場合があり得るからである。それ故、「一定の場合」に該当するか否かについては、事案ごと個別具体的に、判断するしかないのである。

次に、保有個人情報を提供することにより個人（当該保有個人情報の本人）の権利利益が侵害される場合があるからである。個人の権利利益が侵害されるのであるから、保有個人情報が手続き上（当該の手続きにおいて）通常は提供されているとか、他の事案では提供されているとか、などということは、当該保有個人情報の提供が許される理由に根本的には一切なり得ないのである。そして、いうまでもないことであるが、これを具体的にいえば、「一定の場合」に該当するか否かについては、厳格に個別事案そのものについて、明確な根拠に基づいて判断しなければならないということである。

(iii) 実態からの考察

実態として、保有個人情報が手続き上（当該の手続きにおいて）通常は提供されているということのみを根拠に（端的に言えば、何も考えずに）、保有個人情報を提供

するという運営を行っている組織又は手続きが存在する。

この点、個人の権利利益の侵害の未然防止、ひいては、個人の権利利益の保護という法の目的の達成及び個人情報の保護という同法の実現のためには、上記のような組織ないし手続きは、本来、抜本的に改められるべきものではある。しかし、上記のような運営は、保有個人情報の提供に関する実務に起因するものでもあるから、改められた後の組織又は手続きにおいても発生（再発）する可能性がある。それ故、組織又は手続きを抜本的に改めるだけでは十分であるとはいえず、個別の事案において個人の権利利益の侵害をできるだけ未然に防止する対応をとる必要があるという他ない。すなわち、保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合における、個人の権利利益の侵害の未然防止、ひいては、個人の権利利益の保護という同法の実現をするためには、当該保有個人情報が実際に提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をするという対応をとる必要があるという他ない。

(iv) 小括

個別事案における保有個人情報の提供について、保有個人情報が手続き上（当該の手続きにおいて）通常は提供されているということのみを根拠に行われている場合は、当該保有個人情報が、実際に提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をする必要があるという他ない。

v 理由5（本人の意向が無視されて提供される可能性のあること自体が不当な権利利益の侵害であるとの観点からの考察）

保有個人情報の他の行政機関等へ提供は、当該個人情報の本人には全く分からないところで、さらには、同人の意向に反して、行われる可能性がある（法8条2項3号及び4号）。

この点、確かに、本人の権利利益を不当に侵害するおそれ

があると認められるときは提供できないし（同法8条2項ただし書き）、提供できる場合でも、「・・・相当な理由のあるとき」「・・・本人の利益になるとき」「・・・特別の理由のあるとき」などの条件が付されている（同法8条2項3号及び4号）。

しかし、そうであるとしても、個人情報の提供について、本人の意向が確認できないなど特段の事由がある場合は別として、特段の事由が無い場合であったとしても、すなわち、本人の意向が確認できる場合であったとしても、本人の意向など、そもそも一顧だにされず、最初から無視されて個人情報を提供される可能性があるが、本人の意向が無視されて提供される可能性のあること自体が、保有個人情報の他の行政機関等への提供を拒否している者や嫌がるなどしている者にとって、精神的苦痛であることに間違いはない。また、そもそも、「行政の適正かつ円滑な運営を図（る）」ことよりも、「個人の権利利益を保護すること」の方が優先されるべきである（法1条。前記iii（ii）参照）ことからすると、保有個人情報の他の行政機関等への提供については、特段の事由が無い限り、本人の意向を確認すべきであるという他ない。

したがって、特段の事由が無いにもかかわらず、本人の意向を確認せずに行った保有個人情報の提供は、精神的損害が生じる原因となる可能性、すなわち、権利利益を不当に侵害するおそれ、があるといえる（この点、十分に認識されるべきである。そして、そのおそれが認められるときは、本来、提供はできないのである〔同法8条2項ただし書参照〕。）。

よって、保有個人情報の提供（行われることになる提供）に関し、保有個人情報が手続き上（当該の手続きにおいて）通常は提供されている場合において、本人がその提供に同意しているときは別として、そうでないときは、当該保有個人情報が、実際に提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、少なくとも、同号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をすべきであるというべきである。

vi 理由6（提供後の負担）

消去又は提供の停止が認められない限り、当該保有個人情報の本人にとっては、提供の度ごとに（といっても、いつ提供されるのかは、本人に通知されないから提供されたことを

察知すること自体に困難を伴う場合が大半である。）、その提供を受けた行政機関等に対し、利用の停止、消去及び提供の停止を請求しなければならないこととなり、少なからぬ負担（これも権利利益の不当な侵害である。）となる（さらにいえば、いつ、提供されるのかは本人に通知されないから提供されたことを察知すること自体、困難を伴い負担である。）。

そのような負担を（すなわち、権利利益の不当な侵害を）軽減するには、消去が認められた場合は別として、そうでない場合は、当該保有個人情報、実際に提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をする他ない。

vii 理由7（提供の停止の必要性について）

利用停止請求に関し、場合によっては、消去までは認められず、利用の停止のみ認められる場合もあり得る（『行個法の解説』166頁）が、その場合、提供される可能性は残る。

したがって、消去が認められなかった場合は、必要に応じて、提供の停止が認められなければならない。

(c) 結論

以上のことからして、保有個人情報が、実際に提供されたという事実があったときに限らず、提供される前であっても、場合によっては（就中、当該保有個人情報が手続き上通常は「提供されているとき」など、提供される蓋然性が高い場合は）、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならず、また、いうまでもないが、該当する場合は提供の停止をしなければならない。すなわち、当該提供が、同法8条1項及び2項の規定に、違反することになるか否かを判断しなければならず、また、違反することになる場合は提供の停止を認めなければならない。

c 社会保険審査請求事件は保有個人情報が提供される蓋然性が高い場合に該当することについて

聞くところによると、社会保険審査請求事件に関し、再審査請求が行われた場合は、通常、社保審査官が保有している資料は、個人情報に記載されているものも含め、全て、社保審査官から社会保険審査会に提供されることになるそうである。さらに、

行政訴訟となれば、当該決定に係る文書等が、証拠書類として提出される（これも、法における「提供」に該当する行為である。）可能性は否定できないとのことである（なお、再審査請求の審理及び行政訴訟は基本的に公開である）。

したがって、社会保険審査請求事件に関しては、保有個人情報が、手続き上通常は提供されているといえるのであり、それ故、社会保険審査請求事件は保有個人情報が提供される蓋然性が高い場合であるといえ、前記bに該当するといえる。

よって、社会保険審査請求事件に関し行政機関が保有する個人情報の提供の停止の請求については、当該保有個人情報が提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならない。そして、いうまでもないが、該当する場合は提供の停止をしなければならない。すなわち、当該提供について、同法8条1項及び2項の規定に、違反することになるか否かを判断しなければならず、また、違反することになる場合は提供の停止を認めなければならない。

d 本件へのあてはめ

(a) 個人情報を提供する前であっても法36条1項2号に該当するか否かを判断しなければならないことなどについて

本審査請求（本審査請求に係る提供の停止の請求）は、社会保険審査請求事件に関して行政機関である関東信越厚生局が保有する個人情報について提供の停止を求めるものである。

よって、本件停止請求に対しては、本件対象保有個人情報が他の行政機関等へ提供される前であっても、法36条1項2号の「提供されているとき」に該当するものとして、当該提供（行われることになる提供）について、同号に該当するか否かを判断しなければならない。そして、いうまでもないが、該当する場合は提供の停止をしなければならない。すなわち、当該提供について、同法8条1項及び2項の規定に、違反することになるか否かを判断しなければならず、また、違反することになる場合は提供の停止を認めなければならない。

(b) 留意事項

本件対象保有個人情報は、社会保険審査請求事件に関し行政機関が保有する個人情報であるが、前記（ア）、（イ）及び（ウ）（上記（1）の審査請求書のア（ア）、（イ）及び（ウ））のとおり、要するに、適法に取得されたものではなく、

また、違法な提供により取得されたものであり、そして、そもそも、利用目的の達成に必要な範囲を超えたものつまり保有してはならないものであるから、消去をしなければならないものである。そして、消去されるものであるから、本来は、提供の停止の必要が無いものである。

ただし、本件対象保有個人情報について、万が一、何らかの理由で、一部分でも、消去しないこととされた場合は、その部分については、全て、提供の停止をしなければならない。なぜなら、上記のような個人情報（すなわち、適法に取得されたものではない個人情報、違法な提供により取得された個人情報、又は、そもそも保有してはならない個人情報）を提供すること自体が、個人の権利利益の保護という法の目的の達成及び個人情報の保護という法の精神の実現に反する行いだからである。この点、上記のような個人情報を、他の行政機関等へ提供してはならないことは、いう迄も無いことである。

e 結論

本件停止請求に対しては、個人情報を実際に提供していないということのみをもって、利用不停止（請求棄却）とすることはできず、個人情報が提供される前であっても、法36条1項2号に該当するか否かを判断し、該当する場合は提供の停止をしなければならない。

ウ 諮問庁の「理由説明書」による主張について

(ア) はじめに

諮問庁である厚生労働大臣の「理由説明書」による主張は、はなはだしく論理が飛躍し、根拠も十分に示されているとはいえず、要するに、漠然と結論を主張するに過ぎないものであることからして、認め難いものであると言わざるを得ない。

(イ) 諮問庁の主張について

a 「適法に取得され」との主張について

諮問庁は、本件対象保有個人情報について、「適法に取得され（たもの）」と主張するが、取得の根拠となった法令及びその条数が示されておらず不明である。すなわち、論旨は、保有個人情報は官会法（社保審査法）9条2項に基づいた意見に含まれていたものなので適法な取得である、ということのようではあるが、「利害関係人指定に関する意見書」が同条項に基づいた意見を記載した書面であるなどとの主張を、諮問庁は明確には行っていない。

また、仮に諮問庁の主張が上記論旨のとおりであるとしても、

同主張は認められない。

なぜなら、同主張は、当該意見が同条項に基づいた意見であるということを前提としているが、そういうことは、いえないからである。つまり、同意見書に記載された意見の内容が、「事件につき」といえる内容でないからである。すなわち、同条項は、大要、「利害関係人等は、事件につき意見を述べることができる。」とするものであり、利害関係人等が「事件につき」意見を述べることを認めるものであるが、「事件につき」とはいえない意見まで述べることを認めるものではない。しかるところ、同意見の内容は、「事件につき」といえる内容であるとはいえない。また、諮問庁も、同意見の内容が「事件につき」といえる内容である、との主張立証を行っていない。したがって、「事件につき」とはいえない意見に個人情報が含まれていたことにより、関東信越厚生局が審査請求人の個人情報を取得ないし保有したものであるという他なく、それ故、その取得ないし保有に法的根拠は見い出せない。よって、本件対象保有個人情報は、適法に取得されたものとはいえない。

以上につき、本件審査請求書のア（イ）及び同（ウ）も参照されたい。

b 「法36条1項各号に該当せず」との主張について

諮問庁は、標記のとおり主張する。この点、同項の各号とは、1号と2号のことである。

同項1号は、「当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、3条2項の規定に違反して保有されているとき、又は8条1項及び2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去」と規定している。つまり、3種の場合について規定している。また、同項2号は、「8条1項及び2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定している。つまり、1種の場合について規定している。

しかるところ、審査請求人は、本件審査請求書において、利用停止の理由として、それら4種の場合を全て掲げ、それぞれについて詳述している。

他方、諮問庁は「理由説明書」において、少なくとも、「3条2項の規定に違反して保有されているとき」に関しては、何ら根拠を示さないどころか全く言及もしていない。すなわち、法3条2項は、大要、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない、と規定している。そして、本件対

象保有個人情報の利用目的は、「社会保険の審査請求の審議・決定に必要なため」である（なお、この点、関東信越厚生局は、「請求者から審査請求の申請があったため」（関東信越厚生局平成28年1月6日付け関厚発0106第114号及び同局同月22日関厚発0122第68号）としているが、近畿厚生局は、「審査請求の審議・決定に必要なため」（近畿厚生局平成27年12月16日付け近厚発1216第70号）としている。同旨であると思料されるところ、後者の表現が明快である）。しかるところ、諮問庁は、本件対象保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えていないことについて、換言すれば、本件社保審査請求の審議・決定に必要であることについて、何ら主張立証をしていない。したがって、本件対象保有個人情報が、本件社保審査請求の審議・決定に必ずしも必要であるとはいえず、法3条2項の規定に違反して保有されているといわざるを得ない。

このように、本件対象保有個人情報が、法3条2項の規定に違反して保有されているといわざるを得ない以上、本件利用停止請求は認められなければならない。

なお、本件対象保有個人情報が、法3条2項の規定に違反して保有されていることについては、本件審査請求書のア（ウ）も参照されたい。

（ウ）まとめ

諮問庁は、「法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められない。」などと主張するが、同主張は、はなはだしく論理が飛躍し、根拠も十分に示されているとはいえない。また、本件対象保有個人情報は、同項各号が示す4種の場合全てに該当しており、そのことを審査請求人は本件審査請求書において詳しく主張立証しているが、諮問庁は、少なくとも、同項1号の「3条2項の規定に違反して保有されているとき」に関しては、何ら根拠を示さないどころか全く言及もしていない。

よって、諮問庁である厚生労働大臣の上記の主張は認め難いものであると言わざるを得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年3月8日付けで、処分庁に対して、法37条1項の規定に基づき、平成28年1月6日付け、関厚発0106第114号及び同月22日付け、関厚発0122第68号による開示決定に基づき開示された文書である「利害関係人指定に関する意見書」（本件

文書1)及び「本人と利害関係人との間の判決書及び判決書の目次」(本件文書2)に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)の利用停止請求を行った。

(2)これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成28年5月8日付け(同月9日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法39条2項の規定に基づき利用不停止とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1)本件対象保有個人情報のうち「利害関係人指定に関する意見書」について

社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和28年法律第206号。以下、「官会法」という。)9条1項により、審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者(略)及びその利害関係人に通知しなければならないとされ、また、同条第2項により、前項の通知を受けた者は、審査官に対し、事件につき意見を述べることができることと定めている。

本件対象保有個人情報は、関東信越厚生局社会保険審査官(以下、第3においては「審査官」という。)が、審査請求人に係る審査請求の審理をするに当たり、官会法9条1項及び2項の規定により特定法人Aに対し利害関係人に指定した旨及び事件に関する意見を提出できる旨を通知し、これに対し、特定法人が代表者名で提出したものである。

したがって適法に取得され、また、審査官が受理した審査請求の審理資料として保管され、これを提供した事実もないものであり、法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められないことから、原処分を維持して、利用不停止とすることが妥当である。

(2)本件対象保有個人情報のうち「本人と利害関係人との間の判決書及び判決書の目次」について

判決書及び目次は、官会法9条1項で定められた原処分(以下「保険者処分」という。)をした保険者である日本年金機構が、審査請求人の厚生年金保険に係る審査請求の保険者処分については、判決書で算出された金額に基づき、審査請求人の標準報酬月額等を決定したものである旨の意見を述べ、保険者処分の根拠書面として提出したものである。

したがって適法に取得され、また、審査官が受理した審査請求の審理資料として保管され、これを提供した事実もないものであり、法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められないことから、原処分を維持して、利用不停止とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月2日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成29年7月13日 審議
- ⑤ 同年8月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、処分庁が審査請求人に別途開示決定した「特定法人Aの代表者名にて提出された「利害関係人指定に関する意見書」（本件文書1）及び「本人と利害関係人との間の判決書及び判決書の事件目次」（本件文書2）」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の利用停止を求めるものである。

処分庁は、本件利用停止請求について、利用不停止とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができ、法36条1項2号は、法8条1項及び2項の規定に違反して提供されているときには、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

3 諮問庁の説明について

諮問庁は、原処分が妥当であるとする理由について、上記第3の3のと

おり説明し、本件対象保有個人情報とは適法に取得され、また、関東信越厚生局社会保険審査官が受理した審査請求の審査資料として保有されているものであり、これを提供した事実もないことから、法36条1項各号に該当せず、利用停止請求に理由があると認められないとする。

4 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 法36条1項1号は「当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき」として、適法に取得されていないときは当該保有個人情報の利用の停止又は消去の請求ができると規定している。

イ 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張していると解される。

(ア) 本件文書1について

審査請求人が関東信越厚生局社会保険審査官に行った審査請求（以下「社会保険審査請求」という。）の内容は、日本年金機構による審査請求人の厚生年金保険の標準報酬月額等の決定についての取消し、訂正等を求めるものであり、本件文書1に記録された保有個人情報は、標準報酬月額等の訂正等に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報であり、本件社会保険審査請求事件に全く関係のないものであること等から、関東信越厚生局社会保険審査官は、本件文書1に記録された保有個人情報を適法に取得したものではない。

(イ) 本件文書2について

上記（ア）と同様の理由により、本件文書2は、標準報酬月額等の訂正等に影響がある一部を除いて、標準報酬月額等の訂正等に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報であり、関東信越厚生局社会保険審査官は、本件文書2に記録された保有個人情報は、一部を除いて適法に取得したものではない。

ウ 当審査会において確認したところ、以下のとおりであった。

(ア) 本件文書1について

a 当審査会において、諮問庁から本件文書1の提示を受けて確認したところ、当該文書は、特定法人Aの代表者名により、関東信越厚生局社会保険審査官に宛てて発出されたものであり、平成27年12月7日付けの関東信越厚生局の文書受付印が押印されており、その内容は、「先般通知を受けた「関厚審発1009第1355号」について、以下のとおり意見を述べる」旨が記載された上で、意見が述べられていることが認められる。

また、当審査会において、諮問庁から上記「関厚審発1009

第1355号」の文書の提示を受けて確認したところ、同文書は、平成27年10月9日付けで関東信越厚生局社会保険審査官から特定法人Aの代表取締役宛に宛てた「審査請求の受理について（通知）」と題するものであり、その内容は、審査請求人から社会保険審査請求があったこと、特定法人Aを利害関係人に指定すること、官会法9条2項に基づき社会保険審査官に意見を述べるができる旨が記載されており、さらに、この通知が同条1項の規定によるものであること、社会保険審査請求の対象となる処分内容は、審査請求人に係る標準報酬決定等であることの記載が認められる。

b したがって、本件文書1は、官会法9条1項の通知を受けた特定法人Aが、標準報酬月額等の決定に係る審査請求の利害関係人として、同条2項の規定に基づき提出した意見書であると認められる。

(イ) 本件文書2について

a 当該文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

日本年金機構は、官会法9条2項に基づき関東信越厚生局社会保険審査官に提出した意見書において、保険者処分について判決書で算出された金額に基づき、標準報酬月額等を決定した旨を主張している。その主張の根拠である審査請求人と特定法人Aとの間の判決書が、本件文書2であり、日本年金機構は、意見書の添付資料として、本件文書2を提出したものである。

b 当審査会において、諮問庁から上記aの日本年金機構からの意見書の提示を受け、確認したところ、上記aの諮問庁の説明のとおり、保険者処分について判決書で算出された金額に基づき、標準報酬月額等を決定した旨が記載されていることが認められる。

また、当審査会において、諮問庁から、(i) 関東信越厚生局社会保険審査官から日本年金機構に対する官会法9条1項に基づく通知及び(ii) これに応じて日本年金機構から同審査官への同条2項に基づく意見書の送付状の提示を受け、確認したところ、(i) の通知には、意見書及びその他必要と認める文書（根拠となる規約の写等）等の資料の提出を依頼する旨が記載されており、(ii) の送付状には、関係資料を送付する旨が記載されており、これについて、諮問庁では、意見書を含めた関係資料の一つとして本件文書2を提出する趣旨であると説明する。

さらに、当審査会において、本件文書2を確認したところ、当

該文書には、標準報酬月額等の決定に関連する金額等が記載されていることが認められた。

c したがって、本件文書2は、官会法9条1項の通知を受けた日本年金機構が、同条2項の規定に基づき提出した意見書の添付資料であると認められる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)から、上記3の、本件文書は関東信越厚生局社会保険審査官において適法に取得されたものである旨の諮問庁の説明は首肯でき、本件対象保有個人情報、法36条1項1号に規定する適法に取得されたものではないとは認められない。

(2) 保有の制限等(法3条2項)との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定している。

イ 審査請求人は、審査請求書の中で、本件対象保有個人情報のうち、本件文書2に記録された保有個人情報の一部を除いて、標準報酬月額等の訂正等に影響を及ぼす可能性があるとはいえない個人情報であるから、社会保険審査請求の審議・決定に必要な範囲を超えており、利用目的の達成に必要な範囲を超えている旨主張する。

ウ 上記(1)ウ(ウ)のとおり、本件文書は関東信越厚生局社会保険審査官において適法に取得されたものであり、同審査官が受理した審査請求の審理資料として保有されているものであるとする諮問庁の上記3の説明は首肯でき、同審査官において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限(法8条)との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。(各号略)」としている。

イ 審査請求人は、意見書の中で、個人情報を実際に提供していないということのみをもって、利用不停止(請求棄却)とすることはできず、個人情報が提供される前であっても、法36条1項2号に該当するかどうかを判断し、該当する場合は提供を停止しなければならない等と主張する。

ウ 上記(1)ウ(ウ)及び(2)ウのとおり、本件文書は、官会法の規定に基づいて、関東信越厚生局社会保険審査官が適法に取得したものであり、社会保険審査請求の審理に利用する目的で保有していることは明らかである。

また、審査請求人は、意見書において、上記イのような主張をするのみで、目的外利用及び提供についての具体的な根拠を示していないことから、審査請求人の主張は採用できず、法8条1項及び2項の規定に違反して提供した事実はないとする諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、それを覆す事情も認められない。

したがって、関東信越厚生局社会保険審査官において、本件対象保有個人情報について、法8条1項及び2項に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められない。

5 審査請求人の主張について

(1) 理由の提示について

審査請求人は、審査請求書において、本件対象保有個人情報について利用不停止とした決定の理由の提示は違法であり、原処分は取り消すべきと主張している。

本件利用不停止決定通知書には、法条項を示して当該利用停止請求に理由が認められないためと記載されているのみであり、理由の提示としては、適切であるとはいえず、諮問庁においては今後適切な指導が望まれる。

(2) その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子